

栃木県緊急消防援助隊受援計画



栃 木 県

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 用語の定義	1
第2章 応援要請	
1 栃木県知事への応援要請	2
2 消防庁長官への応援要請	3
3 応援決定連絡等	3
4 応援要請等の流れ	4
5 関係機関及び連絡窓口	4
第3章 受援体制の確立	
1 消防応援活動調整本部	4
2 部隊移動	5
3 応援等支援班	5
第4章 指揮体制	
1 指揮命令体制	6
2 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置	6
第5章 部隊配置等	
1 地上部隊の部隊配置等	6
2 航空部隊の部隊配置等	7
第6章 迅速出動	
1 受入体制	7
2 出動先の変更等	7
第7章 通信連絡体制	7
第8章 情報の収集及び提供	
1 初動体制時の情報収集	8
2 消防応援活動調整本部設置後の情報収集	9
3 受援体制機能後の情報収集	9
4 情報収集及び連絡系統	9
第9章 受援に必要な情報	
1 緊急消防援助隊の進出拠点及び到達ルート	9
2 ヘリコプターの離着陸場	10
3 燃料補給体制	10
4 食料等物資の補給体制	10
5 野営可能場所	10
6 緊急消防援助隊活動支援情報	10
第10章 緊急消防援助隊の報告等	
1 現場到着報告	11
2 活動終了報告	11
第11章 出動解除	12
第12章 経費等の取扱いについて	12
第13章 航空部隊の受援計画	12
第14章 地区受援計画の策定について	12
第15章 その他	13

《様式等》

栃木県消防応援活動調整本部設置規程
栃木県消防応援活動調整本部の運営に係るチェックリスト

図 1	緊急消防援助隊応援要請の流れ
図 2	指揮系統図
図 3	情報連絡体制図
別記様式第 1 号	緊急消防援助隊応援要請連絡（市町から）
別記様式第 2 号	緊急消防援助隊応援要請連絡（県から）
別記様式第 3 号	災害状況等報告書
別表 1	栃木県内消防本部の所在地・連絡先一覧表
別表 2 - 1	栃木県災害対策本部・支部の所在地・連絡先一覧表
別表 2 - 2	市町災害対策本部の所在地・連絡先一覧表
別表 2 - 3	情報連絡窓口一覧
別表 3	貸出可能無線機等一覧表
別表 4	使用無線周波数等一覧表
別表 4	栃木県内ヘリコプターテレビ電送装置受信装置
別表 5 - 1	地上部隊進出拠点及び到着ルート一覧表
別表 5 - 2	地上部隊集結場所及び到着ルート一覧表
別表 6	航空部隊進出拠点一覧表
別表 7	ヘリコプター離着陸場一覧表
別表 8	燃料補給場所一覧表（地上部隊）
別表 9	燃料補給場所一覧表（航空部隊）
別表 10 - 1	食料等物資の補給体制一覧表
別表 10 - 2	物資の輸送体制一覧表（トラック）
別表 10 - 3	物資の輸送体制一覧表（建設重機）
別表 11	野営可能場所一覧表
別表 12	消火栓スピンドルドライバー一覧表
別表 13	ヘリコプター取水可能場所一覧表
別表 14	ポンプ車取水可能場所一覧表（消火栓は除く）
別表 15 - 1	医療機関一覧表（災害拠点病院）
別表 15 - 2	医療機関一覧表（医師会別）
別表 16	第一次緊急輸送通路指定路線（第一次）一覧表

栃木県緊急消防援助隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、栃木県内で地震等の大規模災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、「緊急消防援助隊運用要綱（以下「運用要綱」という。）」第24条の規定に基づき、栃木県における緊急消防援助隊の受援について必要な事項を定め、もって緊急消防援助隊の効果的かつ円滑な活動及び運用ができる体制を確保することを目的とする。

2 用語の定義

この計画における、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「被災地」とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町をいう。
- (2) 「被災地市町長等」とは、被災地に係る市町長又はその委任を受けたものをいう。
- (3) 「被災地消防機関」とは、被災地を管轄する消防機関をいう。
- (4) 「指揮者」とは、被災地に係る市町長又はその委任を受けた消防長等をいう。
- (5) 「代表消防機関」とは、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知。以下「基本計画」という。）」により定められた機関をいい、宇都宮市消防本部がこの任に当たる。ただし、宇都宮市消防本部が被災等によりその任務を遂行できない場合は、次の消防機関がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

適用順序	消 防 機 関 名
1	小 山 市 消 防 本 部
2	黒磯那須消防組合消防本部

- (6) 「指揮支援部隊」とは、基本計画に定められた次の指揮支援部隊をいい、「指揮支援部隊長」は、東京消防庁の職員が務める。ただし、東京消防庁が被災等によりその任務を遂行できない場合は、名古屋市消防局の職員が指揮支援部隊長として任務を遂行するものとする。

都道府県名	消 防 機 関 名
東 京 都	東京消防庁（指揮支援部隊長）
神奈川 県	横浜市安全管理局、川崎市消防局
千 葉 県	千葉市消防局
埼 玉 県	さいたま市消防局
愛 知 県	名古屋市消防局（指揮支援部隊長代行）
大 阪 府	大阪市消防局
静 岡 県	静岡市消防防災局、浜松市消防本部

- (7) 「都道府県隊」とは、栃木県以外の都道府県の緊急消防援助隊をいう。
- (8) 「県内応援部隊」とは、栃木県内の相互応援協定又は「特殊災害消防相互応援協定書」及び「栃木県広域消防応援等計画（以下「県広域応援等計画」という。）」に基づき出動する栃木県内の消防機関の応援部隊をいう。また、「県内応援部隊長」とは原則として代表消防機関である宇都宮市消防本部の職員を充てるものとする。
- (9) 「地区代表消防機関」とは、下記に定められた地区を代表する消防機関をいう。

地区	地区代表消防機関	地区内消防機関
中央	宇 都 宮 市 消 防 本 部	—
南西	足 利 市 消 防 本 部	栃木地区広域行政事務組合消防本部 佐野地区広域消防組合消防本部
北西	鹿 沼 市 消 防 本 部	日 光 市 消 防 本 部
南東	小 山 市 消 防 本 部	石 橋 地 区 消 防 組 合 消 防 本 部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
北東	黒 磯 那 須 消 防 組 合 消 防 本 部	大田原地区広域消防組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部 塩 谷 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部

- (10) 「現地指揮本部」とは、指揮者が指揮を執る場所をいう。
- (11) 「応援等支援班」とは、県広域応援等計画における支援班をもとに、被災地における緊急消防援助隊及び県内応援部隊の活動が円滑に行われるよう支援活動を行う班をいう。
- (12) 「応援等」とは、消防組織法（以下「法」という。）第44条第1項の消防の応援又は支援をいう。
- (13) 「配備」とは、緊急消防援助隊を被災地に振り分けることをいう。
- (14) 「配置」とは、配備された緊急消防援助隊を被災地内の具体的な活動場所に振り分けることをいう。
- (15) 「進出拠点」とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。
- (16) 「活動拠点」とは、緊急消防援助隊が現地での活動を行うにあたって、拠点となる場所をいう。

第2章 応援要請

1 栃木県知事への応援要請

- (1) 被災地市町長等は、災害状況を勘案し被災地消防機関の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに栃木県知事に対し、別記様式第1号により応援要請を行うものとする。この場合において、栃木県

知事と連絡がとれないときは、直接、長官に対し応援要請を行い、事後、速やかに栃木県知事に応援要請を行った旨を連絡するものとする。

また、被災地市町長等は、併せて、代表消防機関に対し応援要請を行った旨を連絡するものとする。

- (2) 被災地市町長等は、(1)の応援要請後、被災地の災害状況等の変化又は必要応援部隊数の変更等があったときは、別記様式第1号により、速やかに追加・変更を行うものとする。
- (3) 書面による要請のいとまがない場合は、口頭による要請とし、事後、書面にて速やかに提出するものとする。
- (4) 応援要請に必要な情報
 - ① 災害発生日時
 - ② 災害発生場所
 - ③ 災害の種別・状況
 - ④ 人的・物的被害の状況
 - ⑤ 応援要請日時
 - ⑥ 必要応援部隊数
 - ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
 - ⑧ 応援部隊の進出拠点、到達ルート
 - ⑨ 指揮体制及び無線運用体制
 - ⑩ その他の情報（必要資機材、装備等）

※ (1)に記載する情報は①～⑦とし、その後決定次第⑧～⑩についても報告する。

2 消防庁長官への応援要請

- (1) 被災地市町長等からの要請に基づく場合

栃木県知事は、被災地市町長等からの応援要請連絡を受け、法第44条に基づき、災害の状況及び県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、別記様式第2号により速やかに長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。なお、緊急消防援助隊の応援要請の可否を決定する際、代表消防機関に必要な情報を伝達するものとする。

また、書面による要請のいとまがない場合は、口頭による要請とし、事後、書面にて速やかに提出するものとする。

- (2) 被災地市町長等からの要請によらない場合

栃木県知事は、代表消防機関と協議の結果、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、被災地市町長等からの要請を待たずに、長官に対し応援要請を行うことができる。この場合において、栃木県知事は、併せて被災地市町長等に対し、応援要請を行った旨を速やかに連絡するものとする。

3 応援決定連絡等

- (1) 栃木県知事は、2の要請及び長官の判断により緊急消防援助隊の出動を決定した旨の連絡を受けた場合には、速やかに被災地市町長及び県内全消防機関に連絡するもの

とする。

- (2) 栃木県知事から(1)の連絡を受けた場合、第3章に基づき直ちに受援体制を整えるものとする。

4 応援要請等の流れ

応援要請等の流れについては、図1のとおりとする。

5 関係機関及び連絡窓口

- (1) 関係機関及び連絡窓口については、次のとおりとする。

- ① 県内消防機関の所在地・連絡先については、別表1のとおりとする。
- ② 栃木県・市町災害対策本部所在地・連絡先については、別表2-1、2のとおりとする。
- ③ 関係機関の所在地・連絡先については、別表2-3のとおりとする。

- (2) 通信連絡方法

関係機関との通信連絡は、防災行政無線、消防防災無線、地域衛星ネットワーク、その他無線又は有線回線を使用するものとする。

第3章 受援体制の確立

1 消防応援活動調整本部

- (1) 栃木県知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき複数の市町に緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部を設置するものとする。

また、被災地が一の市町の場合であっても、栃木県知事が必要と認める場合は、消防応援活動調整本部と同様の組織を設置するものとする。

なお、これらの組織を「栃木県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）」と呼称する。

- (2) 調整本部は栃木県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、栃木県災害対策本部に近隣した場所に設置するものとする。
- (3) 調整本部の組織については、下表のとおりとする。

本部長		栃木県知事
本部員	副本部長	栃木県消防防災課長 指揮支援部隊長
		栃木県消防防災課航空隊副隊長 宇都宮市消防本部予防課長及び警防係長 被災地管轄消防機関派遣職員

- (4) 法第44条の2第2項に規定する調整本部の事務を、次のとおりとする。

ア 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

- イ 被災地を管轄する消防本部の消防隊、当該被災地の属する都道府県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。
 - ウ 各種情報の集約・整理に関すること。
 - エ 自衛隊、警察等関係機関との連絡に関すること。
 - オ その他必要な事項に関すること。
- (5) 調整本部の庶務は、栃木県消防防災課又は栃木県災害対策本部事務局において処理するものとする。
- (6) その他、調整本部の設置及び運営については、別に定める栃木県消防応援活動調整本部設置規程によるものとする。

2 部隊移動

法第44条又は法第44条の3の規定に基づく被災地で既に活動している緊急消防援助隊の部隊移動については、運用要綱第13条から第15条にもとづき行うものとする。

3 応援等支援班

- (1) 被災地消防機関は、地区代表消防機関と協議し、緊急消防援助隊及び県内応援部隊の活動支援を行うため、応援等支援班を編成し、栃木県及び代表消防機関に設置場所等を連絡をするものとする。また、地区代表消防機関を通じて地区内消防機関の職員の派遣を要請するものとする。この場合において、各地区代表消防機関からも職員の派遣を要請することができるものとする。
- (2) 地区内消防機関は、速やかに応援等支援班に職員を派遣するとともに、残留消防力の確保を行うものとする。
- (3) 応援等支援班の構成員は、原則として次のとおりとする。
- ① 地区内消防機関派遣職員
 - ② 被災市町派遣職員
 - ③ 各地区代表消防機関派遣職員
 - ④ その他
- (4) 応援等支援班は、指揮者の指揮の下、次の活動を行うものとする。
- ① 情報の収集及び提供
 - ② 都道府県隊の進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
 - ③ 進出拠点から活動拠点への通行路の確保及び誘導
 - ④ 緊急交通路、消防水利等に関する情報提供
 - ⑤ 燃料・食料・建設機械等の確保
 - ⑥ 野営場所・活動拠点の管理、運営
 - ⑦ 携帯無線機の手配、貸与
 - ⑧ 都道府県隊に係る後方支援部隊との連絡調整
 - ⑨ その他必要事項

第4章 指揮体制

1 指揮命令体制

- (1) 緊急消防援助隊及び県内応援部隊は、被災地において、指揮者の指揮の下に活動するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- (3) 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- (4) 県内応援部隊長は、指揮者の指揮の下、県内応援部隊の活動の管理を行うものとする。
- (5) 指揮者は、地上部隊及び航空部隊の指揮命令について、必要に応じて指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）、県内応援部隊長、栃木県消防防災航空隊長に対し、自らの判断で部隊を指揮し現場対応に当たるよう指示できるものとする。
- (6) 緊急消防援助隊及び県内応援部隊の指揮系統については、図2のとおりとする。

2 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置

- (1) 指揮支援部隊長は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとし、本部長は、指揮支援隊長が当たるものとする。
ただし、指揮支援隊長を派遣できない場合は、都道府県隊長の中から、指揮支援部隊長が本部長を指名するものとする。
- (2) 指揮支援本部の役割
指揮支援本部は、次の活動を行うものとする。
 - ① 指揮者の指揮の下、部隊配置された都道府県隊の活動の管理に関すること。
 - ② 関係機関の連絡調整に関すること。
 - ③ 調整本部への連絡に関すること。
 - ④ その他必要な事項に関すること。
- (3) 指揮支援本部は、受援市町（消防機関）名を使用し、「〇〇市町（消防機関）担当緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称するものとする。

第5章 部隊配置等

1 地上部隊の部隊配置等

- (1) 部隊配置
被災地内での部隊配置については、被害状況と県内応援部隊の配置状況を勘案し、指揮者が指揮支援本部長と協議し決定するものとする。
- (2) 部隊配置決定の連絡
 - ① 指揮者は、速やかに被災地区代表消防機関の長に部隊配置に係る内容を連絡するものとする。

- ② 被災地地区代表消防機関の長は、①の連絡を受けたときは、都道府県隊の部隊配置に係る内容を応援等支援班に連絡するものとする。
- ③ 応援等支援班は、部隊配置に係る内容に基づき、第3章4(4)の事項について情報提供を行い、部隊の進出を求めるものとする。
- ④ 応援等支援班は、都道府県隊が進出拠点を出発したときは、速やかに当該都道府県隊の配置を受ける被災地消防機関に連絡するものとする。

2 航空部隊の部隊配置等

(1) 部隊配置

被災地内での部隊配置については、被害状況を勘案し、指揮者が栃木県消防防災航空隊長と協議し決定するものとする。

(2) 部隊配置決定の連絡

栃木県消防防災航空隊長は、配置される航空部隊の指揮をとるとともに、第9章1(2)等の連絡を行うものとする。

第6章 迅速出動

1 受入体制

栃木県を震央とする最大震度6強以上の地震が発生した場合、その震度等に応じて発災後、直ちに緊急消防援助隊が出動（以下「迅速出動」という。）することから、被災地の市町長等は、速やかに第2章1(4)に基づく必要な情報を栃木県知事に連絡するとともに、受け入れ体制の早期確立を図るものとする。

また、栃木県知事は、これらの情報を長官へ連絡するとともに、調整本部の設置等受け入れ体制の早期確立を図るものとする。

2 出動先の変更等

迅速出動する各部隊は、原則として出動先が指定されていることから、被災地の市町長等は、被害状況等により出動先の変更等が必要な場合、栃木県知事へ連絡するものとする。栃木県知事は、これらの情報を長官へ連絡するとともに、代表消防機関又は代表消防機関代行へ伝達するものとする。

第7章 通信連絡体制

通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

(1) 全国共通波1(150.73MHz)

現地指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊長間相互の通信は、全国共通波1を使用する。

(2) 全国共通波2(148.75MHz)及び3(154.15MHz)

被災地が複数にわたる等、指揮系統を複数に分離する必要がある場合、前項(1)の用

途について、指揮支援部隊長は、全国共通波 2 及び全国共通波 3 のいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。

- (3) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある、上記(2)で指定された全国共通波以外の全国共通波の交信が確認されない場合は、指定波以外の全国共通波を指定することができる。ただし、交信が確認された場合は、直ちに当該全国共通波の使用を中止することとする。
- (4) 全国共通波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該全国共通波の運用は、原則として次により行うものとする。
 - ① 無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
 - ② 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- (5) 栃木県内共通波（152.77MHz）

県内応援部隊、被災地消防機関及び栃木県消防防災航空隊間の相互の通信は、栃木県内共通波を使用するものとし、統制は県内応援部隊長が行う。
- (6) 都道府県隊共通波
各都道府県隊内における部隊間の通信は、各都道府県内の共通波を使用するものとし、統制は各都道府県隊長が協議して行う。
- (7) 携帯無線機の貸出
県内応援部隊長は、都道府県隊が被災地消防機関又は県内応援部隊と無線交信等の必要があると認めるときは、応援等支援班を通じて保有する携帯無線機を貸出するものとし、運用については、県内応援部隊長が調整を行うものとする。

なお、貸出可能無線機等の数は、別表 3 のとおりとする。
- (8) 県内使用無線周波数は、別表 4 のとおりとする。
- (9) 栃木県内ヘリコプターテレビ電送装置受信装置は、別表 4 のとおりとする。

第 8 章 情報の収集及び提供

1 初動体制時の情報収集

- (1) 被災地消防機関は、次の情報を常に収集し、栃木県及び地区代表消防機関に、「災害状況報告書（別記様式第 3 号）」又は任意様式により報告するものとする。
 - ① 甚大な被害を受けている又は予測される被災地の場所
 - ② 人的・物的被害の概要（倒壊建物数・火災発生状況等）
 - ③ 現在の活動状況
 - ④ その他災害に関すること
- (2) 栃木県は、当該情報を集約し、必要に応じて消防庁に報告するとともに、県内全て

の消防機関に情報提供を行うものとする。

また、関係機関から要請があった場合は随時情報提供を行うものとする。

2 消防応援活動調整本部設置後の情報収集

調整本部は、緊急消防援助隊を効果的に部隊配備できるよう、次のとおり情報伝達体制を整えておくものとする。

- (1) 被災地消防機関は、応援等支援班を活用して、情報収集体制を強化するとともに、調整本部が効果的に緊急消防援助隊を部隊配備できるよう、1(1)に掲げる情報を常に収集し、調整本部及び代表消防機関に、別記様式第3号又は任意様式により報告するものとする。
- (2) 調整本部及び代表消防機関は、当該情報を整理・分析し、都道府県隊、県内応援部隊から要請があった場合は随時情報提供を行うものとする。

3 受援体制機能後の情報収集

都道府県隊長及び県内応援部隊長は、受援体制が機能した後における被災地での情報について、調整本部、指揮支援本部に情報を伝達し、情報の共有化を図るものとする。

4 情報収集及び連絡系統

情報収集及び連絡系統については、図3のとおりとする。

第9章 受援に必要な情報

1 緊急消防援助隊の進出拠点等及び到達ルート

(1) 地上部隊

地上部隊の進出拠点、活動拠点及び到達ルートは、別表5-1、2のとおりとする。

(2) 航空部隊

航空部隊の進出拠点については、原則として次のとおりとする。なお、災害状況に応じ調整本部は栃木県消防防災航空隊長と協議し、別表6の中から指定するものとする。

- ① 被災地が中央地区の場合
「道場宿緑地公園」、「栃木ヘリポート」
- ② 被災地が南西地区の場合
「渡良瀬運動場」
- ③ 被災地が北西地区の場合
「日光霧降スケートセンター駐車場」、「塩原運動公園」
- ④ 被災地が南東地区の場合
「栃木ヘリポート」
- ⑤ 被災地が北東地区の場合
「那珂川河畔運動公園」、「大桶運動公園」

2 ヘリコプターの離着陸場

ヘリコプターの離着陸場は、別表7のとおりとする。

3 燃料補給体制

(1) 地上部隊

- ① 地上部隊の燃料補給場所は、別表8のとおりとする。
- ② 応援等支援班は、地上部隊の応援を受けることが決定したときは、必要に応じ地区内の燃料補給場所の燃料補給に係る依頼をするものとする。

(2) 航空部隊

- ① 航空部隊の燃料補給場所は、別表9のとおりとする。
- ② 航空部隊の燃料補給体制は、栃木県消防防災航空隊が構築するものとする。
- ③ 栃木県消防防災航空隊は、予め燃料補給計画を策定し、進出拠点等及び臨時離着陸場における円滑な燃料の確保に努めるものとする。

4 食料等物資の補給体制

- (1) 食料、トラック、建設重機の補給物資の調達先については、別表10-1、2、3のとおりとする。
- (2) 応援等支援班は、地上部隊の応援を受けることが決定したときは、必要に応じ地区内の食料等物資の調達先に対し補給に係る依頼をするものとする。

5 野営可能場所

- (1) 野営可能場所については、別表11のとおりとする。
- (2) 地上部隊の野営場所の指定及び連絡調整
 - ① 地上部隊の野営場所の指定は、調整本部が指揮者と協議のうえ、指定し、指揮支援本部長及び都道府県隊長へ連絡するものとする。
 - ② 野営場所の指定は、原則として被災地周辺で大きな被害を受けていない地域から被災地までの道路事情を考慮して決定するものとする。
 - ③ 野営場所の管理・運営については、応援等支援班が行うものとする。
 - ④ 野営場所の管理団体との連絡調整については、原則として管轄消防機関が行うものとする。
- (3) 航空部隊の宿泊場所の確保
 - ① 栃木県消防防災航空隊長は調整本部と協議し、航空部隊が宿営を必要とする場合は、原則としてヘリコプターの駐機が可能な場所の周辺に確保するものとする。
 - ② 栃木県消防防災航空隊は、駐機場所から宿泊場所までの航空隊員等の輸送が必要な場合は、駐機場所を管轄する地区代表消防機関に対し、人員輸送及び駐機場所の管理等を行うため、職員の派遣を要請できるものとする。

6 緊急消防援助隊活動支援情報

栃木県及び県内消防機関は、次の事項に係る支援情報について事前に準備し、被災地に

到着した緊急消防援助隊に対し速やかに情報提供するものとする。

- (1) 各地区で準備しておく支援情報
 - ① 地理の状況（広域地図・住宅地図等）
 - ② 水利の状況
 - ア 水利の種類（消火栓・防火水槽・プール・河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 貯水容量
 - エ 水利地図（広域地図・住宅地図等）
 - ③ 傷病者搬送に必要な医療機関の情報
 - ④ 住民の避難場所の情報
- (2) 栃木県で準備しておく支援情報
 - ① 消火栓のスピンドルドライバーの口径・形状〔別表12〕
 - ② ヘリコプター取水可能場所一覧〔別表13〕
 - ③ ポンプ車取水可能場所一覧〔別表14〕
 - ④ 医療機関一覧〔別表15-1、2〕
 - ⑤ 第一次緊急輸送道路指定路線〔別表16〕

第10章 緊急消防援助隊の報告等

1 現場到着報告

指揮者及び指揮支援本部長は、現場に到着した都道府県隊から速やかに都道府県隊名、人員、車両、資機材等の内容について報告を受け、次の事項について情報提供するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 都道府県隊本部設置場所
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 活動終了報告

- (1) 調整本部及び指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の全ての活動地域において、現場における活動終了の報告があった場合には、その旨栃木県知事に報告するものとする。
- (2) また、調整本部は応援活動に従事した緊急消防援助隊について次の事項を確認し、併せて栃木県知事に報告するものとする。
 - ① 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - ② 活動中の異常の有無
 - ③ 隊員の負傷の有無

- ④ 車両、資機材等の損傷の有無
- ⑤ その他必要な事項

第 1 1 章 出動解除

栃木県知事は、災害の状況や第 1 0 章 2 (1) 及び(2)の報告に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要ないと判断したときは、長官に対し応援要請の解除を連絡するものとする。

第 1 2 章 経費等の取扱いについて

登録消防機関が負担する経費等の取扱いについては次に定めるところによるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成16年4月9日付け消防震第23号）
- (2) 財団法人全国市町村振興協会広域応援交付金交付規程（昭和62年4月1日施行）
- (3) 緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担について（平成8年4月3日付け消防救第59号救急救助課長通知）
- (4) 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて（平成17年8月31日付け消防応第8号応急対策室長通知）
- (5) 緊急消防援助隊の出動に伴う都道府県道有料道路及び市町村道有料道路の通行料徴収料免除等について（平成17年11月9日付け消防応第24号応急対策室長通知）

第 1 3 章 航空部隊の受援計画

緊急消防援助隊の航空部隊に係る受入体制、活動方針等については、本計画に定めるもののほか、別途定めるところによる。

第 1 4 章 地区受援計画の策定について

地区代表消防機関は、本計画を受け、各地区管内で大規模災害又は特殊災害が発生し緊急消防援助隊及び県内応援部隊の応援等を受ける場合に必要となる次の事項について、地区受援計画を策定するとともに、平常時から受援体制の強化に努めるものとする。

- (1) 地区受援計画に定める事項
 - ① 応援等支援班の設置・運営に関すること
 - ② 関係機関の連絡体制に関すること
 - ③ 現地指揮本部の設置場所、指揮者等に関すること
 - ④ 第 9 章に定める受援に必要な情報の収集及び提供に関すること
- (2) 地区受援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。
 - ① 地区代表消防機関は地区内消防機関と調整を行うこと。
 - ② 市町消防防災主管部局と調整を行い、地域防災計画の内容と整合を図るよう努める。

- ③ 地区代表消防機関は当該計画を、栃木県、代表消防機関及び各地区代表消防機関に提供し、情報の共有化を図るものとする。

第15章 その他

その他、この受援計画において必要な事項については、消防機関と調整のうえ、定めるものとする。

附 則

この計画は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

栃木県消防応援活動調整本部設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、栃木県緊急消防援助隊受援計画の第3章－1－(6)の規定に基づき、栃木県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 調整本部は、県庁本館8階危機管理調整室内に設置するものとする。

ただし、必要に応じて連絡調整に適する場所に変更することができるものとする。

- 2 調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所及びその構成員を、消防庁長官、被災市町長、被災地を管轄する消防本部消防長及び代表消防本部消防長に対して速やかに連絡するものとする。
- 3 被災状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により、調整本部と連絡を取り合うなど適宜対応するものとする。

(運 営)

第3条 調整本部は、現地指揮本部（被災地消防機関の応援等支援班）、緊急消防援助隊指揮支援本部、消防庁等と連携するものとする。

- 2 本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員等に調整本部の会議に出席要請を行った場合には、消防庁に対し、その旨を連絡するものとする。
- 3 その他、調整本部の運営について、別添のチェックリストを活用するものとする。

(廃 止)

第4条 栃木県知事の応援要請の解除決定に伴い、県内における緊急消防援助隊の活動が全て終了した時点において、調整本部を廃止するものとする。

- 2 栃木県知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い、調整本部を廃止した場合には、速やかに、その旨を消防庁長官、被災市町長、被災地を管轄する消防本部消防長及び代表消防本部消防長に連絡するものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

栃木県消防応援活動調整本部の運営に係るチェックリスト

I 事前準備

- 1 調整本部に使用する部屋又は場所は、災害対策本部の近くに確保したか？
- 2 調整本部を運営するのに必要な資機材は揃っているか？
電 話 _____ 本
テ レ ビ _____ 台
パ ソ コ ン _____ 台
ホワイトボード _____ 脚
衛星携帯電話 _____ 台
- 3 調整本部を運営するのに、必要な物品（地図、事務用品等）は揃っているか？
- 4 必要な連絡先リスト、様式の整理、準備を行っているか？
- 5 受援計画を災害時に使用出来る場所に置いているか？

II 要請の検討

- 1 代表消防本部との連絡体制について実際に確認したか？
- 2 市町ごとの被害の状況を確認したか？
(連絡のつかない消防本部がなかったか？)
- 3 応援を必要とする市町（消防本部）を把握したか？
また、県内応援の要請の有無を確認したか？
- 4 各市町の被害に対して、県内消防力で対応可能かどうか判断したか？
- 5 緊急消防援助隊を必要とする市町は、何処と何処か確認したか？
- 6 要請する緊急消防援助隊の部隊種別及び隊数について、検討しているか？
- 7 知事の意味を確認したか？
- 8 上の項目の状況について代表消防本部も了解しているか？

III 要請後

III-1 調整本部の設置、体制づくり

- 1 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

- 2 調整本部の設置時刻を確認したか？

_____ 時 _____ 分

- 3 本部員等を確認したか？

本部員：栃木県庁職員

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

本部員：宇都宮市消防本部職員

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

本部員：被災地管轄の消防本部職員

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

本部員：指揮支援部隊長

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

オブザーバー：消防庁職員

職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

オブザーバー：その他関係職員

所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____

入室時刻 _____ 時 _____ 分

4 栃木県災害対策本部等に対し、調整本部の設置を連絡したか？

5 栃木県では、どのような災害対応体制をとっているのか？

本部名 _____

設置日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

6 栃木県災害対策本部との連絡要員を指定し、被害状況・避難状況の把握を行っているか？

連絡要員

職名 _____ 氏名 _____

職名 _____ 氏名 _____

7 関係市町及び消防本部へ緊急消防援助隊の要請、調整本部の設置を連絡したか？

_____ 時 _____ 分

8 消防庁とのホットラインを確保したか？（電話番号を伝達したか？）

9 自衛隊への災害派遣要請時刻を確認したか？

_____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

派遣場所は _____

派遣規模は _____

10 自衛隊及び警察の指揮者に会い、互いの連絡先を確認したか？

自衛隊

所属 _____ 職階 _____ 氏名 _____

電話 _____

警 察

所属 _____ 職階 _____ 氏名 _____

電話 _____

Ⅲ－２ 緊急消防援助隊活動態勢づくり、受援、災害対応

- 1 本県の消防防災ヘリが情報収集に出動したことを確認したか？
- 2 緊急消防援助隊を必要とする市町における災害対策本部の設置状況を確認したか？
また、ホットラインの電話番号は？

市町名 _____ 電 話 _____

F A X _____

市町名 _____ 電 話 _____

F A X _____

市町名 _____ 電 話 _____

F A X _____

- 3 県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？

(応援実施状況をリストとして作成しているか。)

- 4 追加要請すべき緊急消防援助隊の有無について、検討したか？
- 5 進出拠点はどこか？そして、消防庁に伝えたか？

進出拠点 _____

進出拠点 _____

進出拠点 _____

- 6 各市町における活動拠点はどこか？

市町名 _____ 活動拠点 _____

市町名 _____ 活動拠点 _____

市町名 _____ 活動拠点 _____

- 7 進出拠点への県職員または消防職団員の派遣を指示したか？
- 8 進出拠点に派遣された職員等との連絡体制が確保できたか？
- 9 進出拠点から活動拠点への案内について、具体的指示を行ったか？
- 10 主要幹線道路（特に高速道路、自動車専用道路）はどこまで通行可能か？

インター等の名称は _____

- 11 地元警察署に対して、緊急消防援助隊の先導等を依頼したか？

具体的な先導区間は _____

- 12 ヘリポートの機能が確保されているか？
- 13 ヘリの燃料補給体制が確保されているか？
- 14 県内油業組合への燃料確保依頼など、燃料供給体制は確保されているか？
- 15 緊急消防援助隊として入る都道府県隊名及び規模は確認できているか？
- 16 被災地の状況を定期的に情報収集し、整理しているか？
- 17 消防庁から送付される指揮系統図を把握しているか？
- 18 指揮支援部隊長への状況説明を確実に行ったか？
- 19 県内応援隊及び都道府県隊毎の活動状況の取りまとめを、指揮支援本部に指示したか？

2 0 災害種別・規模に応じた応援部隊の必要性を、指揮支援本部に確認したか？

必要部隊 _____ 隊数 _____

2 1 交代部隊の派遣は必要か、指揮支援本部に確認したか？

2 2 豪雨災害などのような場合に、休憩（宿泊）施設を何処にするか、調整したか？

【迅速出動への対応】

2 3 震央管轄消防本部はどこか確認したか。

震源地 _____ 震度 _____

管轄消防本部 _____

2 4 震央管轄消防本部から応援の必要性について確認はしているか。

応援が必要な場合は、必要な情報（栃木県緊急消防援助隊受援計画－第2章－1－(4)を参照）を確認し、以下のことについて消防庁と調整をしたか。

① 応援部隊の出動先の変更

② 応援部隊の規模の縮小又は拡大

2 5 これらの調整後、消防庁から応援部隊の対応等について連絡があった場合、速やかに関係市町（長）、被災地管轄消防本部、代表消防本部に連絡しているか。

IV 引き揚げの検討

1 被災地市町における緊急消防援助隊の活動終了の見込について、指揮支援部隊長、消防庁派遣職員と協議したか？

2 被災地市町長又はその委任を受けた消防長と、緊急消防援助隊の活動終了について協議したか？

3 被災市町長の意思を確認したか？

4 緊急消防援助隊の活動終了の見込を災害対策本部等に伝達したか？

5 知事の意思を確認したか？

6 解散後の休憩施設について伝達・周知を行ったか？

※ 解散後の休憩施設とは、活動を終了し、引き揚げる都道府県隊が長距離の移動に備え、休憩するための施設。被災地外に設けることが望ましい。消防庁において調整する。